

管理・運営規程

(短期入所生活介護)

社会福祉法人 孝徳会

ショートステイ 陽のあたる丘 MISONO

ショートステイ 陽のあたる丘 MISONO

管 理 ・ 運 営 規 程

第1条 (目的)

社会福祉法人孝徳会が開設する特別養護老人ホーム(以下「施設」という。)が行う短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

事業所の従業者は、利用者の居宅における生活を念頭において、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を十分に尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努めるものとする。
- 3 事業所は、できる限り明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 ショートステイ 陽のあたる丘 MISONO
- 2 所在地 横浜市栄区鍛冶ヶ谷二丁目40番1号

第4条 (従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。)

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。 2019, 8, 1 現在

| 職 種 | | 専従 | 兼務 | 職 務 内 容 |
|---------|-----|----|-----|--------------------------|
| 管理者 | 常勤 | | 1 | 施設の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。 |
| 医師 | 常勤 | | 0 | 利用者に対する健康管理及び療養上の指導を行う。 |
| | 非常勤 | | 1 | |
| 生活相談員 | 常勤 | | 2 | 施設入所者の申込み及び相談業務等を行う。 |
| | 非常勤 | | 0 | |
| 看護職員 | 常勤 | | 3 | 利用者に対する健康管理等必要な看護業務を行う。 |
| | 非常勤 | | 5 | |
| 介護職員 | 常勤 | | 4 3 | 利用者に対する日常の世話等必要な介護業務を行う。 |
| | 非常勤 | | 3 7 | |
| 管理栄養士 | 常勤 | | 1 | 利用者の食事に関する必要な栄養管理を行う。 |
| | 非常勤 | | 0 | |
| 機能訓練指導員 | 常勤 | | 2 | 利用者に対して必要な機能訓練を行う。 |
| | 非常勤 | | 2 | |

第5条（短期入所生活介護の定員）

事業所の短期入所生活介護の定員は、20人とする。

第6条（通常の送迎地域）

通常の送迎地域は、栄区・港南区・戸塚区・金沢区・磯子区・南区・泉区・鎌倉市の区域とする。

第7条（入所者に対する短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用）

指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 1 入浴・清拭等による清潔の保持
- 2 食事、排泄、離床、着替え、整容等日常生活の世話
- 3 相談及び援助
- 4 レクリエーション、行事等の教養娯楽
- 5 必要な行政機関への手続の援助等、社会生活上の便宜の提供
- 6 機能訓練
- 7 健康管理
- 8 その他必要な指定短期入所生活介護サービスの提供

- 2 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額または、2割・3割の額とする。詳細は、別紙のとおり。

＜介護保険の給付対象となるサービス料金表＞

| 区 分 | 介護度 | 単位 | 1割負担分 | 2割負担分 | 3割負担分 |
|--------------------|-------|--------|-----------|---------|---------|
| (1) 基本額 ユニット型個室 | 要支援 1 | 529 単位 | 576 円/日 | 1,152 円 | 1,728 円 |
| | 要支援 2 | 656 単位 | 714 円/日 | 1,428 円 | 2,142 円 |
| | 要介護 1 | 704 単位 | 766 円/日 | 1,532 円 | 2,298 円 |
| | 要介護 2 | 772 単位 | 840 円/日 | 1,680 円 | 2,520 円 |
| | 要介護 3 | 847 単位 | 922 円/日 | 1,844 円 | 2,766 円 |
| | 要介護 4 | 918 単位 | 999 円/日 | 1,998 円 | 2,997 円 |
| | 要介護 5 | 987 単位 | 1,074 円/日 | 2,148 円 | 3,222 円 |

| 加算内容 | 単位 | 1割負担分 | 2割負担分 | 3割負担分 |
|---|----------|-------|-------|-------|
| 送迎加算 | 184 単位/回 | 200 円 | 400 円 | 600 円 |
| *送迎が認められる利用者様に対して加算します。 | | | | |
| 夜勤職員配置加算 (II) (介護予防を除く) | 18 単位/日 | 20 円 | 40 円 | 60 円 |
| *夜勤を行う介護・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合に評価します。 | | | | |
| 看護体制加算 (I) | 4 単位/日 | 4 円 | 8 円 | 12 円 |
| *常勤の看護師を1名以上配置している場合に評価します。 | | | | |
| 看護体制加算 (II) | 8 単位/日 | 9 円 | 18 円 | 27 円 |
| *看護職員を常勤換算方法で入所者数が25 又はその端数を増やすごとに1名以上配置している場合に評価します。 | | | | |
| 機能訓練加算 | 12 単位/日 | 13 円 | 26 円 | 39 円 |
| *常勤の理学療法士を1名以上配置している等 | | | | |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 200 単位/日 | 218 円 | 436 円 | 654 円 |
| *詳細に関しては担当者にお尋ねください。 | | | | |
| 若年性認知症利用者受入れ加算 | 120 単位/日 | 131 円 | 262 円 | 393 円 |
| *詳細に関しては担当者にお尋ねください。 | | | | |
| 療養食加算 | 8 単位/回 | 9 円 | 18 円 | 27 円 |
| *医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合に評価します。(1日につき3回限度) | | | | |
| サービス提供体制強化加算 (I) | 12 単位/日 | 13 円 | 26 円 | 39 円 |
| *介護福祉士が80%以上配置若しくは、勤続10年以上の介護福祉士が35%配置されているときに評価します。 | | | | |

| | | | | |
|---|--|---------------|---------------|---------------|
| サービス提供体制強化加算 (II) | 6 単位/日 | 7 円 | 14 円 | 21 円 |
| *介護福祉士が 60%以上配置されているときに評価します。 | | | | |
| 加算内容 | 単位 | 1 割負担分 | 2 割負担分 | 3 割負担分 |
| サービス提供体制強化加算 (III) | 6 単位/日 | 7 円 | 14 円 | 21 円 |
| *介護福祉士が 50%以上配置若しくは、勤続 7 年以上の介護福祉士が 30%配置されているときに評価します。 | | | | |
| 緊急短期入所受け入れ体制加算 | 90 単位/日 | 98 円 | 196 円 | 294 円 |
| *緊急的に利用した場合に算定されます。(介護予防を除く) | | | | |
| 個別機能訓練加算 | 56 単位/日 | 61 円 | 122 円 | 183 円 |
| *専従の機能訓練指導員を 1 名以上配置し、計画を作成、実施した場合に評価されます。 | | | | |
| 医療連携強化加算 | 58 単位/日 | 63 円 | 126 円 | 189 円 |
| 生活機能向上連携加算 (I) | 100 単位/月 | 109 円 | 118 円 | 327 円 |
| 生活機能向上連携加算 (II) | 200 単位/月 | 218 円 | 436 円 | 654 円 |
| 認知症専門ケア加算 (I) | 3 単位/日 | 3 円 | 6 円 | 9 円 |
| 認知症専門ケア加算 (II) | 4 単位/日 | 4 円 | 8 円 | 12 円 |
| 在宅中重度者受け入れ加算 (介護予防を除く) | 421 単位/日 | 458 円 | 916 円 | 1,374 円 |
| | 417 単位/日 | 454 円 | 908 円 | 1,362 円 |
| | 413 単位/日 | 449 円 | 898 円 | 1,347 円 |
| | 425 単位/日 | 462 円 | 924 円 | 1,386 円 |
| 看取り連携体制加算 (介護予防を除く) | 64 単位/日 | 70 円 | 140 円 | 210 円 |
| 介護職員処遇改善加算 (II) | 所定単位数に 13.6%乗じた単位数 | | | |
| 長期利用者に対して減算 (31日~61日) | 連続して 30 日を超えて入所している場合 △ 30 単位/日 | | | |
| 長期利用の適正化 (61日以降) | 連続して 61 日以降を超えて利用された場合、介護老人福祉サービス費の単位数と同単位数とする。 要介護 1：670 単位/要介護 2：740 単位/要介護 3：815 単位 要介護 4：886 単位/要介護 5：955 単位 要支援 1：要介護 1 の単位数の 100 分の 75 に相当する単位数 要支援 2：要介護 1 の単位数の 100 分の 93 に相当する単位数 | | | |

負担金の計算方法

(1) と (2) の加算額がある場合は、それを合わせ計算されます。

1 割負担分の方：(合計単位数×日数×10.88 円《横浜市地域加算》の額) の 90%を差し引いた額

2 割負担分の方：(合計単位数×日数×10.88 円《横浜市地域加算》の額) の 80%を差し引いた額

3 割負担分の方：(合計単位数×日数×10.88 円《横浜市地域加算》の額) の 70%を差し引いた額

*金額は、介護報酬の算定方法の都合上、誤差が生じますので、目安であることを予めご了承ください。

3 その他の費用として、利用者から費用の額の支払いを受ける内容は、以下のとおりとする。

| 区 分 | 金 額 | 内 容 の 説 明 |
|-------|---|--|
| 食 費 | 日額 第1段階～第3段階 300円（第1段階） 600円（第2段階） 1,000円（第3段階①） 1,300円（第3段階②） 日額 第4段階 1,580円 ※食事精算方法（提供した食数での精算） 朝 食 390円 昼 食 520円 おやつ 100円 夕 食 570円 | |
| 滞在費 | ユニット型個室 日額 880円（第1段階） 880円（第2段階） 1,370円（第3段階①・②） 日額 2,120円（第4段階） | |
| 理美容代 | 実 費（利用者の希望によって提供した場合） | |
| 教養娯楽費 | クラブ活動材料費 実 費 | 利用者の希望によって提供した場合 |
| 送迎代 | 区域外送迎 一律 2,000円 | 通常の送迎実施地域以外 （ 栄区・港南区・戸塚区・金沢区 磯子区・南区・泉区・鎌倉市 ） 通常の送迎実施地域以外は、 一律 2,000円とする。 |

4 第3項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書等で説明をした上で、支払を受けることとする。

第8条（事業所の利用にあたっての留意事項）

事業所を利用するにあたって、利用者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動は行ってはならないものとする。

2 外出・外泊を行う際には、必ず外出簿に必要事項を記入すること。なお、安全のため家族又は職員が付き添うことを原則とする。

第9条（損害賠償）

利用者に対するサービスの提供において、事業所が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第10条（緊急時等の対応）

施設は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

第11条（事故発生時の対応）

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

第12条（非常災害対策）

事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて、消防計画および風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。

2 事業所は、前項の計画に基づいて、年2回非難・救出訓練を行うものとする。

第13条（虐待の防止のための措置に関する事項）

1 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底を図るものとする。

(2)虐待の防止のための指針を整備するものとする。

(3)虐待の防止のための職員に対する研修を定期的に行うものとする。

(4)前(3)に定める措置を適切に治氏するための担当者を置くものとする。

第14条（その他事業所の運営に関する重要事項）

事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3ヶ月以内

二 継続研修 年2回

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人孝徳会事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 1 年 8 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。